

## 今月のテーマ

# 生活保護さらなる減額、障害のある人の暮らしに大きな影響

### ■5%の引き下げ方針

生活保護制度の生活扶助や母子加算など5%の引き下げを、2018年10月から3段階にわたって実施する方針を、厚生労働省（以下、厚労省）は昨年12月22日に明らかにしました。厚労省の試算によると、同制度を利用する全世帯の67%で生活扶助費が下がるとしています。1月22日から開催された第196回通常国会において、来年度政府予算案や生活保護「改正」法案を成立させて実施していくことにしています。

### ■2013年度からの引き下げに955人が提訴

同制度は、2013年度から生活扶助基準を3年間にわたって最

大10%引き下げました。また、2015年度には冬季加算や住宅扶助費も削減しています。

この削減に対して、各地から相次いで不服審査請求が行なわれ、生活保護基準の引き下げは憲法25条違反であるなどとして955人（2017年12月末現在）が全国29都道府県の地方裁判所に提訴しました。このなかには、障害のある人も含まれており、北海道、埼玉、愛知ではきょうされんの会員事業所の利用者が原告として闘っています。

現在、各地の地方裁判所において係争中であり、それにも関わらず政府はさらなる引き下げ方針を今回提示してきました。これは生活保護制度の削減を正当化し、同

る政府（厚労省）の強硬な姿勢と見てとれます。

### ■僕らの話をきちんと聞いてほしい

名古屋市の「社会福祉法人さくらんぼの会」の事業所で働き、生活保護基準引き下げ裁判の原告でもある稲垣智哉さん（おそうざいのさくらんぼ）は、「裁判の途中的なのに、また引き下げになるなんがおかしいと思います。消費税も上がり、年金も下がり、絶対におかしいと思います。きょうされんの仲間たち全員で裁判の応援に来てほしいです。もともとというところに出かけたいです。引き下げは絶対にやめてください」と話してくれました。

また、同原告の湯浅和洋さん（多機能型さくらんぼ）も、今回の提示について「勝手に引き下げずにきちんと話を聞いてほしかったです。先日、大家さんから、建物の取り壊しをおこなっていきたくらいのことで、現在住んでいる長屋からの引っ越しを告げられました。クーラーの移設など急な出費も出てきて、このタイミングでの引き下げに悲しくなりました」と話しています。

厚労省は、今回の見直しの提案

月に「障害のある人の地域生活実態調査の結果報告」を発表しました。2015年7月から2016年2月まで調査を実施し、主に作業所や通所事業所などを利用する1万4745人から回答を得ました。

そのうち有効回答者の81・6%の人が貧困ラインと言われる年間122万円以下の所得状況にある

ことが明らかとなり、生活保護を受けている人は11・4%ありました。この値は国民一般の生活保護を受けている人の値が1・7%であることと比べると、6倍以上も高いこととなります。

また、障害のある人が親と同居しているのは54・5%で、半数以上になっています。生活保護を受けている人を除き、親の同居と障害のある人の年収を重ねてみると、年間所得100万円以下の人で親と同居している値は59・3%になります。200万円以下の場合でも59・7%です。

全体的に親と同居している割合が高いうえに、低所得で生活の厳しい人はその割合がさらに高いことがわかります。低い所得にある障害のある人の多くは、親との同居などによって生活を維持している状況におかれています。

### ■厚労省審議会も多くの疑問や懸念の声

そもそも憲法25条に記されている「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とは、いったいどのような生活状態を言うのでしょうか。12月14日に公表された社会保障審議会生活保護基準部会報告書で、国

民の「最低限度の生活保障を具体化するものが生活保護基準である」（1ページ）と記しているように、生活保護制度の内容は国民の最低生活保障と密接な関係にあります。

今回の引き下げ方針を審議した同部会は、生活保護世帯の生活実態の検証について厚労省からの提示を受けていくつかの角度から協議を行なってきましたが、低所得世帯と比較する手法や25条が示す生存権との関係については、委員から疑問や懸念が多く出されています。そして、同部会報告書においても、「生活扶助基準額と一般低所得世帯の生活水準の均衡を確認するまでには至らなかった」と明確に述べています。

それにも関わらず引き下げを強行しようとする政府の方針は、障害のある人の生活実態をはじめ低所得の生活状況にある人びとの暮らしの実態や声を、正確かつ十分に反映したものとは到底言えないのではないのでしょうか。

### ■引き下げは中止を

いま政府が行うべきことは、憲法25条に見合う生活水準を明らかにして、生活保護世帯よりも低くなっている人びとへの支援を優先

のために提示した資料の冒頭に、「一般低所得世帯の消費実態（年齢、世帯人員、居住地域別）との均衡を図り、生活扶助基準の見直し（増減額）を行う」と記しています。わが国の生活保護の捕捉率（生活保護を利用する資格のある人で、実際に利用している人の割合）は2割よりも低いと言われています。これは、経済協力開発機構（OECD）に参加する先進諸国と比べてもきわめて低い状態です。生活保護制度を利用せずに低所得の状態におかれて暮らしている人たちが多くいる状況こそが大きな問題です。このような人びとの暮らしの実態を詳しく調べて、最低賃金や年金を引き上げるなどして生活水準の底上げをはかることが大切ではないでしょうか。

生活保護を利用していない低所得者の人たちと生活保護基準を比較して、これにより「均衡を図る」となれば、生活保護基準を引き下げざるを得ないし、生活保護基準を今後さらに引き下げるスパイラルに入り込んでいくことになってしまいます。

### ■障害のある人81・6%が貧困ライン以下の生活

きょうされんは、2016年5

して行なうことです。さらに並行して低所得の人たちの生活や就労の実態を詳しく調べて明らかにすることです。

また、2013年度からの生活保護基準引き下げによる十分な検証を行うことや制度を利用する人たちの声をよく聴くことが重要です。

きょうされんは、当会も参加する「いのちのとりで裁判全国アクション」や日本障害者協議会などと力を合わせて、政府や国会に引き下げを中止するよう求めています。

障害者権利条約第28条は「相当な生活水準及び社会的な保障」をもとめ、「障害に基づく差別なしにこの権利を実現することを保障し、及び促進するための適当な措置をとる」と記しています。

この権利条約と、わが国の憲法が求める水準の生活保護制度や権利としての社会保障の実現を求めて、広範な市民の理解と協力を得て運動を進めていきたいと思えます。

### 多田 薫（ただ かおる）

きょうされん事務局長



▲1月25日、いのちのとりで裁判全国アクション街頭宣伝に参加